

令和8年度

事業所税の手引き

電子申告・電子納税をご利用ください

静岡市では、インターネットを利用して市税の申告・納税ができる、地方税電子申告システム（エルタックス：eLTAX）をご利用いただけます。

エルタックスは、職場等のパソコンからインターネットを利用して市税の申告を行うため、面倒な窓口への持参や、郵送の手間を省けますので、ぜひご利用ください。

☆静岡市で利用できる手続き

- 電子申告
 - ・法人市民税
 - ・事業所税
 - ・固定資産税（償却資産）
 - ・個人市・県民税（給与支払報告書）
 - ・市たばこ税
 - ・入湯税
- 電子申請
 - ・届出（法人市民税、特別徴収関連、事業所税）
- 電子納税
 - ・法人市民税
 - ・事業所税
 - ・固定資産税
 - ・都市計画税
 - ・軽自動車税
 - ・個人市・県民税（特別徴収分、退職所得分）
 - ・市たばこ税
 - ・入湯税

< e L T A X（エルタックス）に関するお問い合わせ先 >

e L T A Xの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、e L T A Xホームページをご覧ください。

e L T A Xホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、e L T A Xご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、e L T A Xホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

e L T A Xホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>

静 岡 市

はじめに

事業所税は、人口・企業が集中し、都市環境の整備を必要とする都市の行政サービスとその所在する事務所・事業所との受益関係に着目してこれらの事務所・事業所に対して特別の税負担を求める目的税です。

事業所税は、事業活動に対する「資産割」と「従業者割」があり、申告納付制度を採用しております。したがって、静岡市内において事業を営んでいる方、事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸付けている方はそれぞれの申告が必要となります。このことから関係者の皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、この「事業所税の手引き」には、事業所税の課税のしくみと申告の方法について、あらましが説明してありますので、申告等の参考にしていただければ幸いです。

令和8年4月

この「手引き」は、令和8年4月1日現在の法令等に基づくものです。

目 次

1	課税団体	P 1
2	使 途	P 2
3	事業所税の構成	P 3
4	事業所税の課税のしくみ	P 6
(1)	課税対象	P 6
(2)	納税義務者	P 6
(3)	課税標準	P 7
	資産割の課税標準	P 7
	事業所等の新設・廃止について	P 9
	従業者割の課税標準	P 12
(4)	税率	P 13
(5)	免税点	P 13
	従業者割における従業者の取扱い	P 14
(6)	非課税	P 16
(7)	課税標準の特例	P 16
(8)	減免	P 17
5	事業所税の申告納付について	P 17
6	事業所等の新設・廃止・貸付けに係る申告	P 18
7	事業所税の税務調査	P 19
8	その他	
	申告書の記載例	P 20
	事業所等新設・廃止申告書の記載例	P 29
	事業所用家屋の貸付等申告書の記載例	P 30
	非課税対象施設一覧 別表 1	P 32
	特例対象施設一覧 別表 2	P 42
	減免対象施設一覧 別表 3	P 49
	事業所税減免取扱要綱	P 51
	減免申請書の記載例	P 55

この手引きは、次の略語で表示しております。

地方税法	(例)
地方税法施行令	法 7 0 1 の 3 1 ① 6
地方税法及び同法施行に関する取扱い	地方税法第 7 0 1 条の 3 1
についての依命通達（市町村税関係）	第 1 項第 6 号を表しています。
静岡市税条例	

1 課 税 団 体

東 京 都（特別区の存する区域）

指 定 都 市

札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 新潟市 静岡市 浜松市
名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市 熊本市

首都圏整備法の既成市街地を有する市

武蔵野市 三鷹市 川口市

近畿圏整備法の既成都市区域を有する市

守口市 東大阪市 尼崎市 西宮市 芦屋市

上記以外で政令で指定する都市（人口30万人以上）

〔北海道地方〕 旭川市

〔東北地方〕 秋田市 郡山市 いわき市

〔関東地方〕 宇都宮市 前橋市 高崎市 川越市 所沢市 越谷市 市川市 船橋市
松戸市 柏市 八王子市 町田市 横須賀市 藤沢市

〔中部地方〕 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市
豊田市 四日市市

〔近畿地方〕 大津市 豊中市 吹田市 高槻市 枚方市 姫路市 明石市 奈良市
和歌山市

〔中国地方〕 倉敷市 福山市

〔四国地方〕 高松市 松山市 高知市

〔九州地方〕 久留米市 長崎市 大分市 宮崎市 鹿児島市

〔沖縄地方〕 那覇市

事業所税の課税団体は以上の77団体です。（令和8年4月1日現在）

2 使 途

都市環境の整備及び改善に関する事業の費用に充てるための目的税で次の事業に使われます。

(法 701 の 73)

- 1 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- 2 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 3 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- 4 河川その他の水路の整備事業
- 5 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 6 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 7 公害防止に関する事業
- 8 防災に関する事業
- 9 市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めた下記の事業
(令 56 の 82)

① 都市計画法第 12 条第 1 項各号に掲げる下記の事業

- ア. 土地区画整理法による土地区画整理事業
- イ. 新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業
- ウ. 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業
- エ. 都市再開発法による市街地再開発事業
- オ. 新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業
- カ. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
- キ. 密集市街地整備法による防災街区整備事業

② 市場、と畜場又は火葬場の整備事業

③ 一団地の住宅施設（住宅に附帯する通路その他の施設を含む。）の整備事業

④ 流通業務団地の整備事業

3 事業所税の構成

課税客体	事業所等において法人又は個人の行う事業	
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準	資産割	事業所等の用に供する事業所用家屋の床面積（事業所床面積） ※事業所用家屋の所有の有無は問いません
	従業者割	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
税率	資産割	1㎡につき600円
	従業者割	従業者給与総額の 0.25/100
免税点	資産割	事業所床面積 1,000㎡以下
	従業者割	従業者数 100人以下
納付方法	申告納付	
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から2ヵ月以内
	個人	その年の翌年3月15日まで

事業所用家屋とは

家屋の全部又は一部で、人の居住の用に供するもの以外で、事業所等の供するものをいいます。なお、事業所税における家屋の意義は、固定資産税における家屋の意義と同様のものです。したがって、不動産登記法にいう建物とも原則として意義を同じくします。具体的には屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建物でその目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。この場合、その建物が登記されているか否か（未登記）は問いません。

（法 701 の 31 ①-6）

（法 341 3）

事業所税 申告納税義務の判定 フローチャート

免税点の判定 (P13)
(課税標準の算定期間の末日の現況で判定する。)

資産割

従業者割

静岡市内の全事業所等の床面積を合算する。
(非課税床面積を除いた床面積)

静岡市内の全事業所等の従業者数を合算する。
(非課税従業者数を除いた従業者数)

みなし共同事業該当の場合 (P6)
特殊関係者の床面積を合算する。

みなし共同事業該当の場合 (P6)
特殊関係者の従業者数を合算する。

1,000㎡を超えていますか?

100人を超えていますか?

超えていません

課税対象となりません
※申告のみ必要な場合があります。(P13)

超えています

超えています

資産割が課税対象となります

資産割及び従業者割が
課税対象となります

従業者割が課税対象となりま

税額計算は次ページを参照

事業所税 税額計算 フローチャート

申告納税義務の判定は前ページを参照

資産割

従業者割

次の算式で課税標準を求めます。

事業所床面積 (P 7)
－ 非課税に係る床面積 (P 16)
－ 特例控除事業所床面積 (P 16)
＝ 課税標準となる事業所床面積

従業者給与総額 (P 12)
－ 非課税に係る従業者給与総額 (P 16)
－ 特例控除従業者給与総額 (P 16)
＝ 課税標準となる従業者給与総額

次の算式で事業所税額を求めます。

課税標準となる事業所床面積
× 600円
＝ 資産割額

課税標準となる従業者給与総額
× 0.25 / 100
＝ 従業者割額

資産割額 + 従業者割額 = 事業所税額 (100円未満切り捨て)

4 事業所税の課税のしくみ

(1) 課税対象

課税対象は、事業所等において行う事業です。 (法 701 の 32 ①)

※ 対象となる事業所等は、その家屋の所有を問わず事業主が使用している事業所用家屋となります。

(2) 納税義務者

静岡市内に所在する事業所等において事業を行う法人または個人です。 (法 701 の 32 ①)

なお、納税義務者の認定にあたっては、次の点 (ア～カ) に留意して下さい。

ア 人格のない社団等

人格のない社団等は法人とみなされ、法人に関する規定が適用されます。 (法 701 の 32 ③)

イ 共同事業

共同事業を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定し申告することとなりますが、各々の連帯納税義務が課されます。 (法 10 の 2 ①、令 56 の 51①、令 56 の 75①)

ウ みなし共同事業

特殊関係者の事業と特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋で行われている場合、当該特殊関係者の行う事業は共同事業とみなされます。

なお、この場合、特殊関係者を有する者の免税点の判定は、当該共同事業とみなされたものと、その者本来の事業とを合算して行うこととなりますが、課税標準の算定においては合算されません。

(法 701 の 32②、法 10 の 2 ①、令 56 の 51②、令 56 の 75②)

エ 貸ビル等

貸ビル等の全部又は一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う者が納税義務者となります。
(依達 (市) 第 9 章 3 (4) (ア))

オ 実質課税

法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって他の者が事実上当該事業を行っていると同認められる場合、当該他の者が納税義務者となります。

(法 701 の 33)

カ 清算中の法人

清算中の法人であっても、清算の業務を行う範囲内において納税義務者となります。
(依達 (市) 第 9 章 3 (4) (ア))

人格のない社団等・・・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。

特殊関係者・・・親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社をいいます。

(3) 課税標準

《資産割の課税標準》

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日における静岡市に所在する各事業所等の合計の床面積です。
(法 701 の 31 ①-2 法 701 の 40 ①)

事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積（共用面積を含む）をいい、㎡を単位として計算します。
(1㎡の100分の1未満は切捨てます。)

(法 701 の 31 ①-4 令 56 の 16)

共用面積

2以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係る共同の用に供する部分（共用部分）がある場合の各事業者の事業所床面積は、次の算式により求めます。 (令 56 の 16)

$$\begin{array}{l} \text{事業所} \\ \text{床面積} \end{array} = \begin{array}{l} \text{その者の専用} \\ \text{部分の床面積} \end{array} + \begin{array}{l} \text{共用部分の} \\ \text{延床面積} \end{array} \times \left(\frac{\text{その者の専用部分の床面積}}{\text{各専用部分の床面積の合計}} \right)$$

(例) 事業所等に係る共用部分がある場合



① A事業所の床面積

$$A + G \times \left(\frac{A}{A+D} \right)$$

② B事業所の床面積

$$B + H \times \left(\frac{B}{B+C+E+F} \right)$$

課税標準の算定期間・・・法人の場合・・・事業年度

個人の場合・・・1月1日から12月31日

(法 701 の 31 ①-7, 8)

① 課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合

6ヶ月法人や年の中途で事業を開始または廃止した個人等、課税標準の算定期間が12ヶ月に満たない場合、次のように算定します。
(法 701 の 40①)

$$\begin{array}{l} \text{課税標準の算定 (㎡)} \\ \text{事業所床面積} \end{array} = \begin{array}{l} \text{期間の末日現在} \\ \text{の事業所床面積} \end{array} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}$$

なお、この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。
(法 701 の 40 ③)

② 新設または廃止事業所等に係る課税標準の算定

課税標準の算定期間の中で新設または廃止された事業所等についての課税標準の算定期間は、次のそれぞれ算式により月割計算されます。

ただし、算定期間の開始日に新設された事業所等は、中途新設となりません。 (法 701 の 40 ②-1, 2)

(ア) 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等

$$\begin{array}{l} \text{課税標準の算定 (㎡)} \\ \text{期間の末日現在} \\ \text{の事業所床面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新設の日の属する月の翌月から課税標準} \\ \text{の算定期間の末日の属する月までの月数} \end{array}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(イ) 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等

$$\begin{array}{l} \text{廃止の日における (㎡)} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間の開始の日の属する} \\ \text{月から廃止の日の属する月までの月数} \end{array}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(ウ) 課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等

$$\begin{array}{l} \text{廃止の日における (㎡)} \\ \text{事業所床面積} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新設の日の属する月の翌月から} \\ \text{廃止の日の属する月までの月数} \end{array}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

事業所等の新設・廃止には一般的に次のような場合がありますが、事例ごとに説明します。

No	区分	具 体 的 事 例
①	新設 I	静岡市内に事業所等があり、新たに支店・営業所等の事業所を市内に新設したとき 《 同一敷地外 》
②	新設 II	他都市では事業を行っており、静岡市内に初めて支店・営業所等の新たな事業所を新設したとき
③	新設 III	事業を初めて開始し、静岡市内に事業所等を新設したとき (例：法人を設立し、設立と同時に市内に事業所を新設した。)
④	拡張	静岡市内に事業所等があり、その事業所内に一部建物を新築・増築した場合、又は、同一ビル内で借受面積が増えた場合 《 同一敷地内 》
⑤	廃止 I	静岡市内にいくつかの事業所等があり、そのうちいずれかの支店・営業所等の事業所を廃止したとき 《 同一敷地外 》
⑥	廃止 II	他都市では事業を継続するが、静岡市内のすべての事業所等を廃止したとき
⑦	廃止 III	事業そのものを終了し、すべての事業所等を廃止したとき (例：合併解散、法人の清算終了)
⑧	縮小	静岡市内に事業所等があり、その事業所内の建物を一部取り壊した場合、又は、同一ビル内で借受面積が減った場合 《 同一敷地内 》

①	新設 I	静岡市内に事業所等があり、新たに支店・営業所等の事業所を市内に新設したとき
---	------	---------------------------------------

〔例〕

A社は静岡市内に本店があり事業を行っていたが、9月1日に新たに支店を新設した。

決算期 3月31日 本店床面積 1,500 m² 支店床面積 1,000 m²

※ 事業そのものは継続して行っているので新設した事務所は、月割計算し算定します。

(月割計算は P8 下段 (ア) を参考にしてください。)

- ・算定期間末日の床面積は2,500 m²で免税点を越える
- ・支店の月割計算 (10月～3月の6ヵ月) ←新設の日の属する月の翌月から月数計算を行うため、9月は月数に含めず、10月より月数として計算します。

$$1,000 \text{ m}^2 \times 6 / 12 = 500 \text{ m}^2$$

(課税標準となる事業所床面積)

本店床面積 1,500 m²

支店床面積 500 m²

合計 2,000 m²

②	新設 II	他都市では事業を行っており、静岡市内に初めて支店・営業所等の新たな事業所を新設したとき
---	-------	---

〔例〕

C社は東京で事業を行ってきたが、新たに静岡支店を9月1日に開設した。

決算期 3月31日 支店床面積 2,000 m²

※ 事業そのものは継続して行っているため新設した事務所は、月割計算し算定します。

(月割計算は P8 下段 (ア) を参考にしてください。)

算定期間末日の床面積は2,000 m²で免税点を越える

支店の月割計算 (10月～3月の6ヵ月)

$2,000 \text{ m}^2 \times 6 / 12 = 1,000 \text{ m}^2$

(課税標準となる事業所床面積)

支店床面積 1,000 m²

③	新設 III	事業を初めて開始し、静岡市内に事業所等を新設したとき
---	--------	----------------------------

〔例〕

E社は10月10日に初めて事業を開始し、静岡市内に本店を新設した。

決算期 3月31日 本店床面積 2,000 m²

※ 課税標準の算定期間は事業開始の日から事業年度の終了の日までとなります。

したがって、月割計算は行わず課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合に該当します。

算定期間末日の床面積は2,000 m²で免税点を越える

月数 (10月10日～3月31日の6ヵ月)

$2,000 \text{ m}^2 \times 6 / 12 = 1,000 \text{ m}^2$

(課税標準となる事業所床面積)

本店床面積 1,000 m²

④	拡張	静岡市内に事業所等があり、その事業所内に一部建物を新築・増築した場合、又は、同一ビル内で借受面積が増えた場合
---	----	--

〔例〕

G社は静岡市内にある本店で事業を行っており、9月1日に事業所内に倉庫を新設した。

決算期 3月31日 本店床面積 1,500 m² 倉庫 500 m²

※ 事業所内における事業所床面積の異動は事業所の新設には該当せず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

算定期間末日の床面積は2,000 m²で免税点を越える

(課税標準となる事業所床面積)

本店床面積 1,500 m²

支店床面積 500 m²

合計 2,000 m²

⑤	廃止 I	静岡市内にいくつかの事業所等があり、そのうちいずれかの支店・営業所等の事業所を廃止したとき
---	------	---

〔例〕

B社は静岡市内に本店と支店があり事業を行っていたが、6月1日に支店を廃止した。

決算期 3月31日 本店床面積 1,500 m² 支店床面積 1,000 m²

※ 事業そのものは継続して行っているため廃止した事務所は、月割計算し算定します。

(月割計算は P8 下段 (イ) を参考にしてください。)

・算定期間末日の床面積は1,500 m²で免税点を越える

・支店の月割計算 (4月～6月の3ヵ月)

$$1,000 \text{ m}^2 \times 3/12 = 250 \text{ m}^2$$

(課税標準となる事業所床面積)

本店床面積 1,500 m²

支店床面積 250 m²

合計 1,750 m²

⑥	廃止 II	他都市では事業を継続するが、静岡市内のすべての事業所等を廃止したとき
---	-------	------------------------------------

〔例〕

D社は静岡支店を6月1日に廃止し、東京本店でのみ事業を行っている。

決算期 3月31日 支店床面積 2,000 m²

※ 算定期間末日現在事業所床面積が0 m²となり、免税点以下の為課税にならない。

⑦	廃止 III	事業そのものを終了し、すべての事業所等を廃止したとき
---	--------	----------------------------

〔例〕

F社は10月10日に事業を終了し、静岡市内の本店を廃止した。

決算期 3月31日 本店床面積 2,000 m²

※ 課税標準の算定期間は事業開始の日から事業の廃止の日までとなります。

したがって、月割計算は行わず課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合に該当します。

算定期間末日の床面積は2,000 m²で免税点を越える

月数 (4月1日～10月10日の7ヵ月)

$$2,000 \text{ m}^2 \times 7/12 \approx 1,166.66 \text{ m}^2$$

(課税標準となる事業所床面積)

本店床面積 1,166.66 m²

⑧	縮小	静岡市内に事業所等があり、その事業所内の建物を一部取り壊した場合、又は、同一ビル内で借受面積が減った場合
---	----	--

〔例〕

H社は同一ビル内の2室を借りて事業を行っていたが、9月1日に1室を解約し残りの1室で事業を行っている。

決算期 3月31日 本店床面積 2,000 m² 解約した床面積 800 m²

※ 事業所内における事業所床面積の異動は事業所の廃止には該当せず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

算定期間末日の床面積は1,200 m²で免税点を越える

(課税標準となる事業所床面積)

本店床面積 1,200 m²

《従業者割の課税標準》

従業者割の課税標準は、静岡市内の事業所等において、課税標準の算定期間中に従業員に支払われた従業者給与総額です。
(法 701 の 31 ①-3, 法 701 の 40 ①)

従業者給与総額とは

事業所等の従業者（役員を含む）に対して支払われる俸給・給料・賃金・賞与・扶養手当・住宅手当及び所得税の取扱い上課税とされる通勤手当・現物支給等をいいます。

ただし、退職金・年金・恩給等は含まれません。また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で、所得税における「給与等」に該当しないものは含まれません。

* 障害者および年齢 65 歳以上の従業者

障害者（住民税・所得税における障害者の意義、範囲に同じ。）および年齢 65 歳以上の者（役員は除く）については、従業者数に含めません。
(法 701 の 31 ①-5)

* 雇用改善助成対象者

雇用改善助成対象者がいる場合の課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、その者の給与等の額の 2 分の 1 に相当する額を除いて行います。
(法 701 の 31 ①-5)

雇用改善助成対象者・・・年齢が 55 歳以上 65 歳未満の従業者のうち、下表に掲げる国の雇用に関する助成に係る方

雇用改善助成対象者の区分	根拠法令
特定求職者雇用開発助成金の支給に係る方	雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令
公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練を受けた方で、指示を受けた日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の方	雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
雇用奨励金の支給に係る方で一定の者	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令

(注) 年齢 65 歳以上の者、障害者又は雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われる時の現況をいいます。

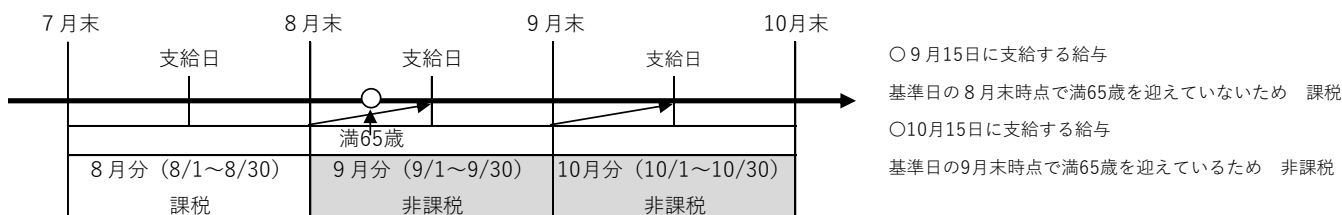
なお、給与等が支払われる時の現況とは、従業者の給与の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日の現況をいいます。

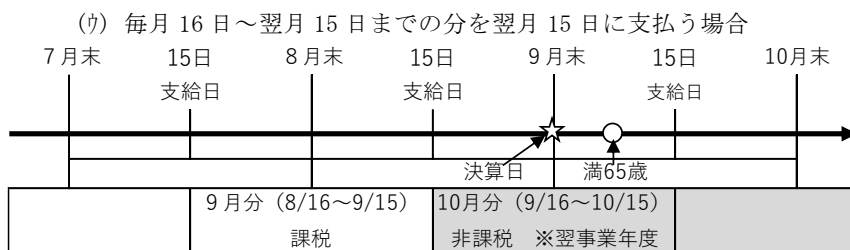
[例] (給与控除の判定) 10月決算法人の場合（平成 25 年 4 月 1 日以後に事業開始した場合の申告については 65 歳以上が非課税対象です。）

(ア) 毎月 1 日～月末分をその月の 15 日に支払う場合



(イ) 毎月 1 日～月末分を翌月 15 日に支払う場合





○9月15日に支給される給与
基準日の9月15日時点で満65歳を迎えていないため 課税

○10月15日に支給される給与
基準日の10月15日時点で満65歳を迎えているため 非課税
但し、満65歳を迎えたのが決算日以後のため翌事業年度から非課税

(4) 税率

資産割 事業所床面積 1㎡につき 600円 (法701の42 ①)
 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25 (法701の42 ①)

(5) 免税点

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により、資産割、従業者割それぞれについて行います。
 (法701の43 ③)

資産割 静岡市内の合計事業所床面積が1,000㎡以下である場合には、課税になりません。
 (ただし、事業所床面積が800㎡以上の場合は申告が必要となります。)
 (法701の43 ①)

従業者割 静岡市内の合計従業者数が100人以下である場合には、課税になりません。
 (ただし、従業者数が80人以上の場合は申告が必要となります。)
 (法701の43 ①)

免税点の留意点

資産割 事業所床面積から非課税部分の床面積を除いた時点で判定します。
 事業年度の中で新設した事業所がある場合、新設事業所は月割計算前の延床面積を免税点の判定に加えます。

従業者割 従業者数から非課税に係る従業者数を除いた時点で判定します。

※ 従業者数に著しい変動がある場合

課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。
 (法701の43 ④)

$$\text{従業者数} = \frac{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日現在の従業者の合計数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

著しい変動がある事業所等・・・一つの事業所の単位で、課税標準の算定期間の各月の末日現在における従業者数のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の2倍を越える事業所等です。
 (令56の73①)

※ 特殊な勤務形態にある従業者

特殊な勤務形態にある従業者の免税点の判定は、事業者との雇用関係を考慮のうえ、P14のとおり取扱います。

従業者割における従業者の取扱い

従業者		課税標準（注1）	免税点の判定	備考
65才以上の者（役員を除く）		従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	これらの者は、従業者の範囲に含まれないものとされています
障害者（役員を除く）		従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	
役員	役員・使用人兼務役員（65才以上の者を含む）	従業者給与総額に含める	従業者に含める	使用人兼務役員は役員として取扱います この場合、使用人として支払われた給与等についても従業者給与総額に算入します
	非常勤の役員	従業者給与総額に含める	従業者に含める	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	それぞれの会社の従業者に含める	
	無給の役員		従業者に含めない	
雇用改善助成対象者		給与等の1/2を従業者給与総額から控除する	従業者に含める	これらの者は、いずれも従業者の範囲に含まれますが、従業者給与総額の算定には注意してください
事業専従者		事業専従者控除額を含め従業者給与総額に含める	従業者に含める	
臨時の従業者		従業者給与総額に含める	従業者に含める	これらの者も基本的には従業者の範囲に含まれますが、免税点の判定に注意してください
短時間勤務のパートタイマー（注2）		従業者給与総額に含める	従業者に含めない	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者給与総額に含める	出向元の従業者に含める	課税区域外へ出向した場合は、課税標準及び免税点算定に含めません
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者給与総額に含める	出向先の従業者に含める	
	出向元と出向先が一部負担	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	
外国又は課税区域外への派遣又は長期出張（注3）		従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	
派遣法に基づく派遣社員（注4）		派遣元の従業者給与総額に含める	派遣元の従業者に含める	課税区域外へ派遣した場合は、課税標準及び免税点算定に含めません
休職中の職員		従業者給与総額に含める	課税標準の算定期間中に給与等の支払いを受けなかった場合を除き従業者に含める	
中途退職者		退職時までの給与等は従業者給与総額に含める	従業者に含めない	

従業者	課税標準（※）	免税点の判定	備考
保険の外交員で事業所得のみの者	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	給与等の支給を受ける者に該当しません
保険の外交員で給与所得及び事業所得を有する者	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める	従業者に含める	
常時船舶の乗組員	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	事業所等に該当しません
鉄道の運転手又は車掌、列車内の食堂等の従業者	主たる給与等を支払う事業所等の従業者給与総額に含める	主たる給与等を支払う事業所等の従業者に含める	
専ら非課税施設に勤務する従業者	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	課税標準の算定期間の中途における用途変更により課税施設であった期間と非課税施設であった期間を有する場合には、課税施設であった期間に係る給与等を従業者給与総額に算入します
課税施設と非課税施設の兼務従業者	課税施設に従事していた分に係る給与は、従業者給与総額に含める	課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事している場合は、従業者に含める	

（注1） 退職金、年金、恩給、所得税法上非課税とされている通勤手当等は含まれません。

（注2） パートタイマーとは、形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業員とは区別されるものをいいます。

- ① 所定の労働時間が、正規の従業員と比較して4分の3未満であること
- ② 給与等の支払形態が時間給であること

（注3） 長期 課税標準の算定期間を越えるものをいいます。

出張 企業の従事者が、出張元の従業員としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

派遣 派遣元の従業員としての雇用関係及び指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業員と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。 《（注4）の者を除く》

出向 出向元企業と出向従業員の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

（注4） 派遣法とは“労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律”をいいます。

(6) 非課税 ※ 詳細は P32 の非課税対象施設一覧表を参照

① 非課税の範囲

事業に係る事業所税には、事業を行う者に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税とがあります。
(その範囲と詳細については“別表1①②”のとおりです。)

② 非課税の適用

ア 非課税の判定

非課税規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。
(法 701 の 34 ⑥)

なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の非課税判定は、その廃止の直前の現況により行います。
(依達(市)第9章3(5)(ウ))

イ 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せて行う場合

公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せて行う場合において、事業所床面積若しくは従業者給与総額のうち非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区別することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれ非課税規定の適用を受けるものを算定します。
(令 56 の 23)

ウ 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事する従業者がいる場合

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額を按分します。
ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。
(令 56 の 49 ①)

(7) 課税標準の特例 ※ 詳細は P42 の特例対象施設一覧表を参照

① 課税標準の特例の範囲

事業に係る事業所税には、非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例とがあります。
(その範囲と詳細については“別表2①②”のとおりであり、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。)

② 課税標準の特例の適用

ア 課税標準の特例の判定

課税標準の特例の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。
(法 701 の 41 ③)

なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の課税標準の特例の判定は、その廃止の直前の現況により行います。
(依達(市)第9章3(7)(イ))

イ 課税標準の特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せて行う場合

課税標準の特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せて行う場合の従業者給与総額の算定については、非課税と同様の方法で行います。

ウ 課税標準の特例規定のうち2以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。

(令 56 の 71)

適用順位	適用条項
1	法701条の41第1項
2	法701条の41第2項

(注) 法701条の41第1項の各号の重複適用は行いません。



法701条の41第1項の表中において、2以上の号の施設に該当する場合の課税標準の特例規定の適用については、控除割合の高い規定を適用することとなります。

(8) 減 免 ※ 詳細は P49 の減免対象施設一覧表を参照

① 減免の範囲

課税標準の算定期間中において、災害により事業所用家屋に被害を受けその損失が著しかった者のうち、市長において必要があると認めるもの他、別表 3 (P49) に掲げる施設で、市長において必要があると認められるものに限り減免措置を講じます。 (市税条例 151 2)

② 減免の適用

ア 減免の判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。(災害等は除く)

なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の減免の判定については、その廃止の直前の現況により行います。

イ 減免の申請

減免を受けようとする場合は、申告納付期限前 7 日までに『事業所税減免申請書』に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して提出してください。 (市税条例 151 6)

③ 減免額算出の留意事項

減免額は、資産割と従業者割を合算した後に 100 円未満を切り上げて計算します。ただし、切り上げ後の減免額が本税を超える場合は切り捨ててください。

(例)

資産割の減免額 714,378 円

従業者割の減免額 676,472 円

合計 714,378 円 + 676,472 円 = 1,390,850 円 ≒ 1,390,900 円 (減免額)

5 事業所税の申告納付について

(1) 申告方法

ア 郵送・窓口提出

郵送により申告書等を提出される場合は、静岡市役所市民税課法人課税係宛てご郵送ください。申告書等の控えが必要な場合は、切手を添付した返信用封筒を同封してください。

また、清水市税事務所の窓口においても、申告書等の提出を受付しております。

イ エルタックス (eLTAX)

インターネットを利用して電子申請・電子納税がご利用いただけます。詳しくは、eLTAX ホームページをご確認ください。(eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>) なお、eLTAX ご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。(eLTAX ホームページの「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com/>)

(2) 納付場所

静岡市税取扱金融機関にて納付してください。

(3) 期限後の申告等について

ア 期限後申告・修正申告

申告書の提出期限後においても、決定の通知があるまでは申告納付することができます。
また、税額に不足額がある場合には、遅延なく修正申告書を提出し、修正により増加した税額を納付してください。

(法 701 の 49①②)

イ 更正の請求

申告した税額が過大であった場合には、提出した申告書の法定納期限から 5 年以内に限り、更正の請求をすることができます。

(法 20 の 9 の 3)

(4) 延滞金・加算金

ア 延滞金

延滞金は税額について年 14.6%※の割合で計算します。ただし、納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間は年 7.3%※の割合で計算します。

※平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による改正前の租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合）とします。令和 3 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

イ 加算金

申告書の提出期限までに申告のない場合には、不申告加算金が課されます。不申告加算金の割合は、原則として税額の 15%（税額が 50 万円を超える場合は、50 万円を超える部分に 20%）となります。但し、令和 6 年 1 月 1 日以後に申告期限を迎えるもので税額が 300 万円を超える場合は、300 万円を超える部分に 30%が課されます。（法 701 の 61）

また、申告書の提出期限までに申告があり、その申告税額が過少である場合には、過少申告加算金（原則として税額の 10%（一定額を超えた場合、超えた額にさらに 5%））が課されます。

但し、納税者が課税標準額の基礎となるべき事実又は一部を隠蔽し、又は仮装して申告書又は修正申告書を提出した場合は、重加算金（増額した税額の 35%又は 40%）が課されます。（法 701 の 62）

(5) 更正・決定

ア 更正

提出された申告書又は修正申告書の課税標準及び税額が、市の調査したところと異なる場合は、更正することがあります。

(法 701 の 58①)

イ 決定

申告書の提出がなかった場合には、市の調査によって申告すべき課税標準及び税額を決定することがあります。

(法 701 の 58②)

6 事業所等の新設・廃止・貸付けに係る申告

(1) 事業所等の新設・廃止に係る申告書

市内において、事業所等を新設又は廃止した場合は、新設又は廃止した日から 1 月以内に「事業所等新設・廃止申告書」を提出してください。

(2) 事業所等の貸付けに係る申告書

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている場合は、新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関して、貸付けを行った日から1月以内に「事業所用家屋の貸付等申告書」を提出してください。

※「事業所等新設・廃止申告書」及び「事業所用家屋の貸付等申告書」は市ホームページ（申請書ダウンロードシステム）からダウンロードできます。

7 事業所税の税務調査

本市では、事業所税の適正・公平な課税に向けて、随時、税務調査を実施しております。調査時には、事業所用家屋の平面図、非課税等の根拠となる許可書等の資料の提出や現地調査をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

(法 701 の 35①)

申告書記載例

〇〇商事 株式会社 決算期 令和8年4月30日

・事業所床面積 2,091.00㎡

内 訳	本 店（静岡市葵区追手町5-1）	1,216.00㎡	《うち社員食堂 100.15㎡》 《うち倉庫業の倉庫 400.00㎡》
	A支店（静岡市清水区袖師町〇-〇）	375.00㎡	《貸しビルに入居 ※ 》
	B支店（静岡市駿河区池田×-×）	500.00㎡	《令和7年10月9日新築》

※ A支店は、延床面積 1,000.00㎡の貸しビルの中に 300.00㎡を賃借し事業を行っているが、このビルの中には、玄関ホール、廊下、階段、機械室等（共用部分）が 200.00㎡ある。

$$\begin{aligned} \text{A支店に係る共用面積} &= 200.00 \text{㎡} \times \frac{300.00 \text{㎡ (A支店の専用面積)}}{300.00 \text{㎡} + 500.00 \text{㎡ (他の入居者の専用面積)}} \\ &= 75.00 \text{㎡} \end{aligned}$$

・従業員給与総額（静岡市内勤務従業員 150人分） 525,632,568円

内 訳	本 店	従業員給与額（従業員 115人分）	405,132,568円
		うち年齢65歳以上の従業員給与額（8人分）	25,000,000円
		障害者従業員給与額（4人分）	11,000,000円
	A支店	従業員給与額（20人分）	72,000,000円
	B支店	従業員給与額（15人分）	48,500,000円

① 免税点の判定

ア 資 産 割

福利厚生施設として非課税となる食堂の床面積を除くと、 $2,091.00 \text{㎡} - 100.15 \text{㎡} = 1,990.85 \text{㎡}$ となり、免税点（ $1,000.00 \text{㎡}$ ）を越えるので課税となります。

※課税標準の特例の規定に該当する“倉庫業の倉庫”は免税点判定の際、控除の対象とはなりません。（P42参照）

イ 従 業 者 割

従業員数から除外される、年齢65歳以上及び障害者である従業員を除くと、 $150 \text{人} - 12 \text{人} = 138 \text{人}$ となり免税点（100人）を越えるので課税となります。

② 課税標準及び税額の計算

ア 資産割

	延床面積	非課税	特例控除	月数	課税標準
本店	1,216.00 m ²	100.15 m ²	$\frac{300.00 \text{ m}^2}{(400.00 \text{ m}^2 \times 3/4)}$	12/12 月	= 815.85 m ²
A支店	375.00 m ²	0.00 m ²	0.00 m ²	12/12 月	= 375.00 m ²
B支店	500.00 m ²	0.00 m ²	0.00 m ²	6/12 月	= 250.00 m ²
合計					1,440.85 m ²

税額 $1,440.85 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 864,510 \text{ 円}$

イ 従業者割

従業者給与総額	65歳以上、障害者給与総額	課税標準
525,632,568 円	36,000,000 円	= 489,632,568 円

税額 $489,632,000 \text{ 円} \times 0.25/100 = 1,224,080 \text{ 円}$
(1,000 円未満切捨て)

ウ 事業に係る事業所税額

$864,510 \text{ 円} + 1,224,080 \text{ 円} = 2,088,590 \text{ 円}$
(100 円未満切捨て)

③ 申告納付期限

令和8年6月30日

※ 申告納付期限が休日等の場合は、これらの日の翌日をその期限とみなします。(令6の19)

12 ⑧の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれ対応する(②-④-⑥)の床面積(算定期間が12月に満たない場合は
算定期間の月数 を乗じて得た床面積とする。)にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載してください。

12

(1) 算定期間の中途において新設された事業所等(3を除く。)

新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
算定期間の月数

(2) 算定期間の中途において廃止された事業所等(3を除く。)

算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
算定期間の月数

(3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
算定期間の月数

13 ⑫の欄は、別表1の従業者給与総額⑫の合計を記載してください。

14 ⑬の欄は、別表2の非課税従業者給与総額⑬の合計を記載してください。

15 ⑭の欄は、別表3の控除従業者給与総額⑭の合計を記載してください。

16 ⑮の欄は、課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

17 ⑯及び⑰の欄は、資産割及び従業者割の合計の税額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。

別表1 事業所等明細書の記載要領

事業所等明細書

※ 処理事項		明細区分の別		算定期間 令和7年5月1日から 令和8年4月30日まで	※ 処理事項 氏名又は 名称 個人番号又は 法人番号	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
		1 算定期間を通じて使用された事業所等 2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等				〇〇商事 株式会社				
※ 処理事項	明細区分	事業所等の名称 事業所用家屋の所有者 住所・氏名	所在地及びビル名	資 産			割		従 業 者 割	
				専用床面積 ㉞ 共用床面積 ㉟	事業所床面積 (㉞+㉟) ㊲	使用した期間(平成年月日) 同上的月数	従業者数 ㉠	従業者給与総額 ㉡		
1 2 計	①	本店	葵区追手町5-1	1,216.00	m ²	m ²	. . . から	115	405,132,568	円
		自社所有				1216.00	. . . まで			
1 2 計	①	A支店	清水区袖師町〇-〇	300.00	m ²	m ²	. . . から	20	72,000,000	円
		清水区旭町6番8号 △△不動産(株)		75.00		375.00	. . . まで			
1 2 計	①				m ²	m ²	. . . から	135	477,132,568	円
						1591.00	. . . まで			
1 2 計	①	B支店	駿河区池田×-×	500.00	m ²	m ²	7・10・9 から	15	48,500,000	円
		自社所有				500.00	8・4・30 まで			
1 2 計	①				m ²	m ²	. . . から			円
						500.00	. . . まで			
1 2 計	①				m ²	m ²	. . . から			円
							. . . まで			
1 2 計	①				m ²	m ²	. . . から			円
							. . . まで			

新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数
↓
(この場合、10月は含めません)

7・10・9 から
8・4・30 まで
6 月

- この明細書は、第44号様式の申告書に添付してください。
- ※印の欄は記載しないでください。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載してください。
- 「明細区分」の欄は、次により記載してください。
 - 1は、事業所等が算定期間を通じて使用したものを指し、2は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものを指します。また、計は、1又は2のそれぞれの合計を指します。
 - (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付してください。
 - 記載に当たっては、まず明細区分1の事業所等から記載し、次に1の合計、その次に明細区分2の事業所等、2の合計の順に記載してください（「専用床面積㉞」及び「共用床面積㉟」の合計は、記載する必要はありません。）
 - 一の用紙に記載される事業所等の全部が1又は2である場合には、上記(2)及び(3)の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印を付せるのみで構いません。
- 「専用床面積㉞」の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨ててください。以下、同様です。）
- 「共用床面積㉟」の欄は、専用床面積に対応する第44号様式別表4の㉞の共用床面積を記載してください。
- 「事業所床面積㊲」の欄は、「専用床面積㉞」と「共用床面積㉟」の合計を記載してください。なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載してください。
- 「使用した期間」及び「同上的月数」の欄は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものである場合は、記載の必要はありません。
- 「同上的月数」の欄は、次により記載してください。
 - 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除く。）
当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数

第四十四号様式別表一

- (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等 (3)を除く。
当該算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
- 11 「従業員数⑤」の欄は、期末又は廃止の日現在における従業員数（地方税法第 701 条の 31 第 5 号において従業員から除かれるものを含む。）を記載してください。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業員の数のうち最大であるものの数値が、当該従業員の数のうち最小であるものの数値に 2 を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業員数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載してください。
なお、この場合は、各月の末日現在の従業員数の明細を添付してください。
- 12 「従業員給与総額⑥」の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載してください。

別表4 共用部分の計算書の記載要領

共用部分の計算書

※		事業所等の名称	A支店	事業所等の所在地	清水区袖師町〇ー〇
①	専用部分の延べ面積	800.00	③	の	内 訳 ⑦
②	①のうち当該事業所部分の延べ面積	300.00	消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 ⑦		
③	非課税に係る共用床面積	0.00	防 災 に 関 す る 設 備 等		
④	③以外の共用床面積	200.00	全部が非課税となる共用床面積 ④		(× 1/2)
⑤	共用床面積の合計 (③+④)	200.00	2分の1が非課税となる共用床面積 ⑤		(× 1/2)
⑥	事業所床面積となる共用床面積 $\left[\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{2}}{\textcircled{1}} \right]$	75.00	⑦～⑤以外の非課税に係る共用床面積 ⑥		(× 1/2)
※		事業所等の名称	事業所等の所在地		
①	専用部分の延べ面積	③	の	内 訳	⑦
②	①のうち当該事業所部分の延べ面積	消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 ⑦			
③	非課税に係る共用床面積	防 災 に 関 す る 設 備 等			
④	③以外の共用床面積	全部が非課税となる共用床面積 ④		(× 1/2)	
⑤	共用床面積の合計 (③+④)	2分の1が非課税となる共用床面積 ⑤		(× 1/2)	
⑥	事業所床面積となる共用床面積 $\left[\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{2}}{\textcircled{1}} \right]$	⑦～⑤以外の非課税に係る共用床面積 ⑥		(× 1/2)	
※		事業所等の名称	事業所等の所在地		
①	専用部分の延べ面積	③	の	内 訳	⑦
②	①のうち当該事業所部分の延べ面積	消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積 ⑦			
③	非課税に係る共用床面積	防 災 に 関 す る 設 備 等			
④	③以外の共用床面積	全部が非課税となる共用床面積 ④		(× 1/2)	
⑤	共用床面積の合計 (③+④)	2分の1が非課税となる共用床面積 ⑤		(× 1/2)	
⑥	事業所床面積となる共用床面積 $\left[\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{2}}{\textcircled{1}} \right]$	⑦～⑤以外の非課税に係る共用床面積 ⑥		(× 1/2)	

第十四号様式別表四

- 1 この計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分（以下「事業所部分」という。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」という。）がある場合に第44号様式別表1に添付してください。一の事業所等が家屋全体を専用している場合又は家屋の一部を専用しているが共用部分がない場合は、添付の必要はありません。
- 2 ※印の欄は記載しないでください。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 ①の欄は、共用部分以外の部分（以下「専用部分」という。）で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨ててください。以下、同様です。）を記載してください。
- 5 ②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積（以下「専用床面積」という。）を記載してください。
なお、この専用床面積は、第44号様式別表1の「専用床面積⑦」の欄と一致するものです。
- 6 ③の欄は、④の欄の数値を記載してください。
- 7 ⑦の欄は、次により記載してください。ただし、⑦、④及び⑤の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載すること。
 - (1) ⑦の欄は、共用部分の床面積（以下「共用床面積」という。）のうち、地方税法施行令（以下、「政令」という。）第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載してください。
 - (2) ④の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載してください。
 - (3) ⑤の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号に掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。
 - (4) ⑥の欄は、共用床面積のうち、⑦、④及び⑤以外の非課税に係る共用床面積を記載してください。
 - (5) ⑦～⑥に記載がある場合は、別表2に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。

事業所等新設・廃止申告書の記載例

※申告書記載例（P20）の〇〇商事 株式会社 B支店の新設申告の記載例を示しました。

様式第 158 号(第 22 条関係)

新設又は廃止した日から 1 月以内にご提出ください。

令和 8 年 11 月 1 日

事業所等新設(廃止)申告書

(宛先)静岡市長		事業種目		小売業	
申告者	住所又は所在地	静岡市追手町5番1号		事業所用家屋延床面積	2,091.00 m ²
	(ふりがな)氏名又は名称	〇〇商事 株式会社		この申告に 応答する者等	係名 経理課
	個人番号又は法人番号	XXXXXXXXXXXX			
	(ふりがな)法人の代表者氏名	納税 太郎		氏名	申告 花子
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">押印不要です</div>					
次の事業所等(new設(廃止))したので、地方税第 1 項及び静岡市税条例第 149 条第 1 項の規定により申告します。					
新設(廃止)した事業所	所在地	駿河区池田×—×		事業年度又は課税期間	令和 8 年 5 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで
	名称	B支店		新設(廃止)年月日	令和 8 年 10 月 9 日
	事業所床面積	500	.00 m ²	従業者数	15 人
事業所等が自己の所有でない場合の貸主の氏名又は名称及び住所又は所在地					
氏名又は名称		住所又は所在地		(電話)	
備考					

事業所用家屋貸付等申告書について

1. 申告書を提出する必要がある方

事業を行う方（事業所税の納税義務者）に事業所用家屋を貸し付けている方は、事業所用家屋ごとに申告書を作成して提出してください。

2. 申告期限

新たに貸付けを行った日から1月以内

3. 事業所用家屋（貸しビル等）の共用部分について

(1) 事業所床面積の算出

貸し付けている事業所用家屋内に、共用する部分の床面積がある場合は次により事業所床面積を算出してください。

$$\text{テナントの事業所床面積} = \text{テナントの専用床面積} + \text{テナントの共用床面積}$$

$$\left(\text{テナントの共用床面積} = \text{共用部分の合計} \times \text{テナントの専用床面積} / \text{専用部分の合計} \right)$$

（事例）6階建ての貸ビルに事業者2社（A、B）がテナントとして入居している場合の事業所床面積の算出方法

家屋の延べ床面積 6,540 m ²				各テナントに係る事業所床面積（専用部分+共用部分）の算出					
	専用部分の合計	6,000 m ²	共用部分の合計	540 m ²	事業者等	専用床面積	共用床面積	事業所床面積	
6F	居住用	1,000 m ²	共用部分	40 m ²	6F	居住用	1,000 m ²	540 m ² × 1,000 m ² / 6,000 m ² = 90 m ²	1,090 m ²
5F	空室（C物流（株）退去）	1,000 m ²	共用部分	100 m ²	5F	空室	1,000 m ²	540 m ² × 1,000 m ² / 6,000 m ² = 90 m ²	1,090 m ²
4F	自社使用	1,000 m ²	共用部分	100 m ²	4F	自社使用	1,000 m ²	540 m ² × 1,000 m ² / 6,000 m ² = 90 m ²	1,090 m ²
3F	B倉庫（株）	1,000 m ²	共用部分	100 m ²	3F	B倉庫（株）	1,000 m ²	540 m ² × 1,000 m ² / 6,000 m ² = 90 m ²	1,090 m ²
2F	（株）A銀行	1,000 m ²	共用部分	100 m ²	1F 2F	（株）A銀行	2,000 m ²	540 m ² × 2,000 m ² / 6,000 m ² = 180 m ²	2,180 m ²
1F	（株）A銀行	1,000 m ²	共用部分	100 m ²					



（注）床面積は、1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて算出してください。

「専用部分」とは、専ら事業所等として使用する部分（住宅にあっては、専ら居住の用に供する部分）をいいます。

「共用部分」とは、階段、廊下、エレベーター等構造上共同の用に供する部分をいいます。

自社使用している事業所等や空室等も含めて算出してください。

※上記の事例は、同一ビル内に、事業用部分と居住用部分があり、共用部分が明確に区分できない場合ですが、それぞれの共用部分が明確に区分できる場合は分けて算出します。

(2) 特定防火対象物に係る非課税について

貸ビル等が特定防火対象物（劇場、スーパーマーケット、旅館・ホテル等）に該当する場合は、消防用設備等及び防火施設等には、共用部分の一定部に非課税の規定が適用されます。

別表1① 非課税対象施設一覧表【地方税法第701条の34】

(表中の○印が非課税該当)

適用 条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第1項	国、非課税独立行政法人、地方公共団体その他公共法人	○	○	土地区画整理組合等 (法人税法別表第1に掲げる法人等)
第2項	公益法人等又は人格のない社団等が行う非収益事業	○	○	宗教法人、公益財団法人等 (法人税法別表第2に掲げる法人等)
第3項 第1号	削除			
第3項 第2号	削除			
第3項 第3号	“博物館法”第2条第1項に規定する博物館その他特定の教育文化施設	○	○	図書館法第2条第1項に規定する図書館 学校教育法附則第6条に規定する幼稚園
第3項 第4号	“公衆浴場法”第1条第1項に規定する公衆浴場で特定のもの	○	○	物価統制令第4条の規定により道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場
第3項 第5号	“と畜場法”第3条第2項に規定すると畜場	○	○	食用に供する目的で獣畜をとさつし、又は解体するために設置された施設
第3項 第6号	“化製場等に関する法律”第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	
第3項 第7号	“水道法”第3条第8項に規定する水道施設	○	○	水道のための取水、貯水、導水、浄水、送水、配水等の施設
第3項 第8号	“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定による市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	同号の事業と、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定する再商品化の事業を併せ行う場合はそれぞれの処理量の割合により対象床面積を計算します (一般廃棄物処理業の用に供する施設)
第3項 第9号	“医療法”第1条の5に規定する病院及び診療所、“介護保険法”第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び第29項に規定する介護医療院、並びに看護師、准看護師、歯科衛生士その他の医療関係者の養成所	○	○	病院、診療所、介護老人保健施設(医療法人が開設するもの)、介護医療院(医療法人が開設するもの)、医療関係者(保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、臨床検査技師)の養成所

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第3項 第10号	“生活保護法”第38条第1項に規定する保護施設で特定のもの			救護施設、更生施設等
第3項第 10の2号	“児童福祉法”第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設			小規模保育施設
第3項第 10の3号	“児童福祉法”第7条第1項に規定する児童福祉施設で特定のもの			助産施設、保育所等
第3項第 10の4号	“就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律”第2条第6項に規定する認定こども園			認定こども園
第3項第 10の5号	“老人福祉法”第5条の3に規定する老人福祉施設で特定のもの	○	○	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
第3項第 10の6号	“障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律”第5条第11項に規定する障害者支援施設			障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設
第3項第 10の7号	第10号から前号までに掲げる施設のほか“社会福祉法”第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で特定のもの			子育て短期支援事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、小規模多機能型居宅介護事業等の用に供する施設
第3項第 10の8号	“介護保険法”第115条の4第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設			地域包括支援センター
第3項第 10の9号	“児童福祉法”第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設			家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する施設
第3項 第11号	農業、林業、漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で特定のもの	○	○	農作物育成管理用施設、蚕室、樹苗養成施設、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、漁業生産資材保管施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 3 項 第 12 号	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で特定のもの	○	○	ア 生産の用に供するもの イ 国の補助金又は、交付金の交付又は、株式会社日本政策金融公庫の資金（一定のものに限る。）、沖縄振興開発金融公庫の資金（一定のものに限る。）、農業近代化資金、漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で保管、加工又は流通の用に供されるもの ウ 農林水産業者の研修のための施設、農林水産業者の経営の近代化又は合理化のための施設で農林水産業に関する試験研究のための施設
第 3 項 第 13 号	削除			
第 3 項 第 14 号	“卸売市場法”第 2 条第 2 項に規定する卸売市場及びその機能を補完する特定の施設	○	○	ア 中央卸売市場、地方卸売市場 イ 株式会社日本政策金融公庫法別表 1 第 9 号の中欄に規定する付設集団売場の施設又は同号の下欄に規定する卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設で倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター、計算センター ウ 卸売市場法第 3 9 条第 1 号の規定により指定された場所（一時的に指定されたものを除く。）において生鮮食料品等を保管する施設
第 3 項 第 15 号	削除			
第 3 項 第 16 号	“電気事業法”第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業、同項第 1 0 号に規定する送電事業、同項第 1 1 号の 2 に規定する配電事業、同項第 1 4 号に規定する発電事業又は同項第 1 5 号の 3 に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	電気事業法第 2 条第 1 項第 1 8 号に規定する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設
第 3 項 第 17 号	“ガス事業法”第 2 条第 5 項に規定する一般ガス導管事業又は同条第 9 項に規定するガス製造事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	ガス事業法第 2 条第 1 3 項に規定するガス工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設

適用 条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第3項 第18号	“独立行政法人中小企業基盤整備機構法” 第15条第1項第3号ロに規定する連携等 又は中小企業の集積の活性化に寄与する事 業で、政令で定めるものを行う者が都道府 県又は独立行政法人中小企業基盤整備機 構から同号ロの資金の貸付けを受けて設 置する施設のうち、当該事業等の用に供 する施設で特定のもの			政令で定めるもの（第3項第18号） 独立行政法人中小企業基盤整備機構法 施行令第3条第1項2号から第4号に規 定する「連携集積活性化事業」により、 資金の貸付けを受けて設置された施設 を、当該連携集積活性化事業の趣旨に 沿って利用して行う事業
第3項第 19号イ	“総合特別区域法”第2条第2項第5号 イに規定する事業を行う者が市町村から 同号イの資金の貸付けを受けて設置する 施設のうち、当該事業等の用に供する施 設で特定のもの	○	○	特定の施設（第3項第18号、19号イ・ロ） 工場、研究施設、情報サービス業を行 う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並 びにこれらの付属設備（そのうち独立 行政法人中小企業基盤整備機構法第2 条第1項に規定する中小企業者が行 う事業の用に供する施設（第3項第18 号に限る。））
第3項第 19号ロ	“総合特別区域法”第2条第3項第5号 イに規定する事業を行う者が市町村から 同号イの資金の貸付けを受けて設置する 施設のうち、当該事業等の用に供する施 設で特定のもの			
第3項 第20号	“鉄道事業法”第7条第1項に規定する 鉄道事業者又は“軌道法”第4条に規 定する軌道経営者がその本来の事業の 用に供する施設で特定のもの	○	○	本来の事業の用に供する施設のうち事 務所及び発電施設以外の施設
第3項 第21号	“道路運送法”第3条第1号イに規定す る一般乗合旅客自動車運送事業若しく は“貨物自動車運送事業法”第2条第2 項に規定する一般貨物自動車運送事業 、又は“貨物利用運送事業法”第2条 第6項に規定する貨物利用運送事業の うち同条第4項に規定する鉄道運送事 業者の行う貨物の運送に係るもの若し くは同条第8項に規定する第2種貨物 利用運送事業のうち同条第3項に規定 する航空運送事業者の行う貨物の運送 に係るものを経営する者がその本来の 事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	車庫、荷捌所、修理工場等本来の事業 の用に供する施設のうち事務所以外の 施設
第3項 第22号	“自動車ターミナル法”第2条第6項に 規定するバスターミナル又はトラクタ ターミナルの用に供する施設で特定 のもの	○	○	本来の事業に供する施設のうち事務所 以外の施設
第3項 第23号	国際路線に就航する航空機が使用する 公共の飛行場に設置される施設で当該 国際路線に係る施設で特定のもの	○	○	航空機関係の施設で格納庫、運航管理 施設、航空機の整備のための施設、 貨物取扱施設、整備用資材の保管のた めの施設等 旅客関係の施設で旅客カウンター、チ ケットロビー、キャッシャーーム、ロ ビー等

適用 条項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第3項 第24号	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して“電気通信事業法”第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業を営む者で政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	<p>政令で定めるもの</p> <p>電気通信事業法第117条第1項の規定による認定を受けた者のうち、同法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する者及びこれに類する者として総務省令で定める要件に該当する者で、総務大臣が指定するもの</p> <p>特定のもの</p> <p>電気通信事業の用に供する施設のうち、事務所、研究施設、研修施設以外の施設</p>
第3項 第25号	“民間事業者による信書の送達に関する法律”第2条6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	本来の事業の用に供する施設のうち信書便物の引受け及び配達のために供する施設、その他信書便物の送達のために供する施設で信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設
第3項 第25号 の2	日本郵便株式会社が“日本郵便株式会社法”第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で特定のもの	○	○	<p>ア 郵便物の送達のために供する施設で、郵便物の配達、表示、区分、転送、還付及び保管のために供する施設</p> <p>イ 郵便窓口業務等を処理するための端末機の合計数の当該施設における郵便窓口業務等、銀行業及び生命保険業の代理業務並びに金融商品仲介業の業務を処理するための端末機の合計数に対する割合を乗じて得た事業所床面積に相当する部分とする。</p>
第3項 第26号	<p>勤労者の福利厚生施設で特定のもの</p> <p>I 事業主等が経営する専らその雇用する勤労者の利用に供する福利厚生施設</p> <p>II 国家公務員共済組合等が経営する専らこれらの組合員の利用に供する福利厚生施設</p> <p>III 農業協同組合等が経営する専らこれらの構成員の利用に供する福利厚生施設</p> <p>IV 公益社団法人等又は人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設</p> <p>V I～IVの者から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設</p>	○	○	<p>従業員の福利厚生のために設置される保養所、体育館、美容室、理容室、喫茶室、食堂、ロッカー室、浴場、仮眠室、喫煙室、控室等</p> <p>ただし、ロッカー室、浴場、仮眠室、喫煙室、控室等で業務上必要なものとして設置されている場合は福利厚生施設には該当しません。</p> <p>例えば、制服着用義務がある場合の更衣室、夜勤交代者のための仮眠室等は、福利厚生施設には該当しません。</p> <p>また、事務室の一部をロッカー等で仕切るなどして、固定していない更衣室についても非課税施設にはなりません。</p>

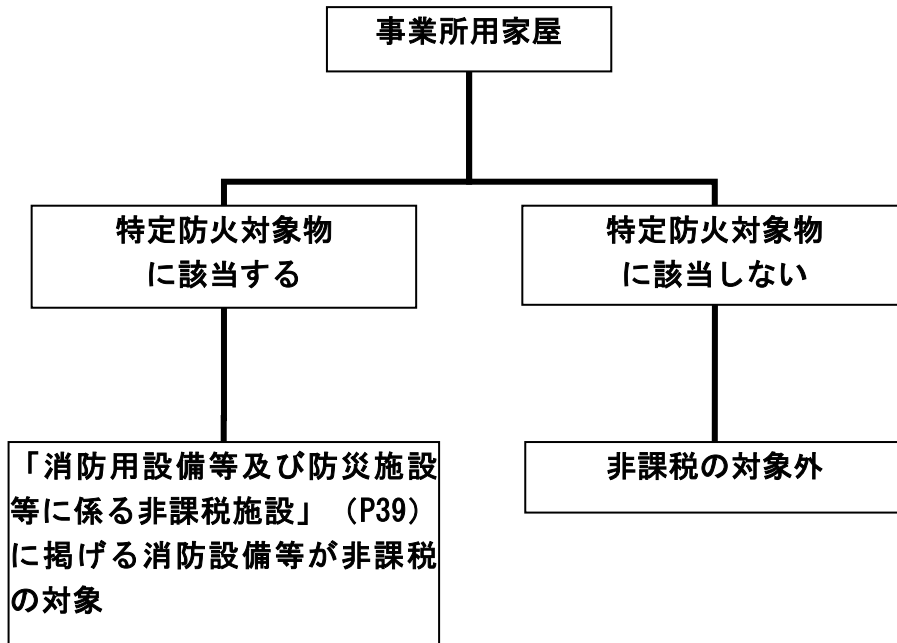
適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第3項 第27号	“駐車場法”第2条第2号に規定する路外駐車場で特定のもの	○	○	<p>道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもののうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 都市計画において定められたもの</p> <p>イ 駐車場法第12条の規定による届出がなされたもの（アを除く。）</p> <p>ウ 一般公共の用に供されるものとして指定都市等の長が認めるもの</p> <p>同一駐車場内に、「時間貸し」と「月決貸し」とが併設されている場合は、その駐車台数の割合により非課税部分を計算します。非課税施設の対象となるのは、駐車のために供する部分だけでなく、車路、料金徴収所及びターンテーブル等を含みます。</p>
第3項 第28号	“道路交通法”第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は、同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で“都市計画法”第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	自転車等駐車場のうち、都市計画に定められたもの
第3項 第29号	“高速道路株式会社法”第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	当該事業に供する施設のうち、事務所以外の施設
第4項	“消防法”第17条第1項に規定する防火対象物のうち、百貨店、ホテル等多数の者が出入りする施設「別表1②」に掲げるもの（特定防火対象物）に設置される消防用設備等及び防災施設等	○		<u>詳細はP38別表1②を参照ください。</u>
第5項	“港湾運送事業法”第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの		○	労働者詰所及び現場事務所に従事する者の従業者給与総額

別表 1 ② 消防設備等及び防火設備等の非課税規定について

【第 7 0 1 条の 3 4 第 4 項】

防火対象物のうち、百貨店、ホテル等多数の者が出入りする施設（特定防火対象物）に設置される消防設備等及び防火設備等が非課税の対象となります。事業所用家屋内に消防設備等が設置されていても、特定防火対象物に該当しない場合は、非課税の適用はありません。

※特定防火対象物については以下の表を参照ください。



特定防火対象物 (消防法施行令別表 1 より抜粋)

消防法区分	建 物 用 途
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗等で特定の施設 ニ カラオケボックス等で特定の施設
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有する者として総務省令で定めるものを除く。）

	<p>(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）(i)において同じ。）を有すること。</p> <p>(ii) 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する診療所</p> <p>(i) 診療科名に特定診療科名を有すること。</p> <p>(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>(3) 病院（（1）に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（（2）に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所</p> <p>(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所</p> <p>ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分が「避難が困難な要介護者」を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）等</p> <p>ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設等</p> <p>ニ 幼稚園又は特別支援学校</p>
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）から（4）まで、（5）イ、（6）又は（9）イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（（16の2）に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの（（1）から（4）まで、（5）イ、（6）又は（9）イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

※注意※

以下の表は、事業所用家屋が特定防火対象物に該当しなければ非課税の対象となりません。詳細は P38 をご覧ください。

消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設

非課税の対象施設	非課税割合
1 次の施設に係る水槽の設置部分 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水槽	全部
2 次の設備のポンプ室 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備	全部

非課税の対象施設	非課税割合
<p>3 次の設備の非常電源又は予備電源の電源室、パイプスペース及び電気配線シャフトの部分</p> <p>室内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、非常警報設備誘導灯排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター、漏電火災警報機、連結散水設備、連結送水管</p> <p>※ ポンプ室又は電源室にこれらの設備と一般用の設備が混在している場合は、それぞれの設備に係る占有面積に応じて室の面積を按分します</p>	全 部
4 総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器の設置部分	全 部
<p>5 次の設備の消火薬剤の貯蔵庫又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等</p> <p>泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備</p>	全 部
6 動力消防ポンプ設備の格納庫	全 部
7 消火栓箱、消火用具の格納箱等	全 部
8 避難器具の設置部分	全 部
9 排煙施設の風道及び排煙機の設置部分	全 部
<p>10 階 段</p> <p>(1) 特別避難階段の階段室及び附室</p> <p>(2) 避難階段の階段室</p>	全 部
<p>(3) (1) 又は (2) 以外の直通階段で避難階に通ずるものの階段室</p> <p>(4) (1) ～ (3) 以外の階段室 (防火区画されているものに限る)</p>	1/2
11 廊下の部分	1/2
<p>12 避難階における屋外への出入口の部分</p> <p>※ 原則として扉、壁等で区画されているものを対象とします</p>	1/2

非課税の対象施設	非課税割合						
13 非常用の進入口（バルコニーを含む）	全 部						
14 中央管理室（4の部分を除く）	1/2						
15 昇降機等 (1) 非常用エレベーター及び乗降ロビー	全 部						
(2) (1) 以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降機 (防火区画されているものに限る) (3) 吹き抜け部分等（防火区画されているものに限る）	1/2						
16 避難通路 (1) 静岡市火災予防条例に基づき設置義務のある次に掲げる施設に設置された避難通路のうち、スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されるもの ア 劇場等（火災予防条例第 53 条（5）） イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店（火災予防条例第 55 条） 階の客席の床面積が 150 m ² 以上の場合に、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席 7 個以上を通過しないで達するように設置された有効幅員 1.6m（飲食店にあつては、1.2m）以上の避難通路 ウ 百貨店等（火災予防条例第 57 条） 階の売場又は展示場の床面積が 150 m ² 以上の場合で、その売場又は展示場に設けられた屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する、下表の幅員を有する主要避難通路 <table border="1" data-bbox="213 1216 858 1339"> <thead> <tr> <th>階の売場又は展示場の床面積</th> <th>幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150 m² 以上</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>300 m² 以上</td> <td>1.6m</td> </tr> </tbody> </table> また、階の売場又は展示場の床面積が 600 m ² 以上の場合には、上記の主要避難通路のほか、有効幅員 1.2m 以上の補助避難通路	階の売場又は展示場の床面積	幅員	150 m ² 以上	1.2m	300 m ² 以上	1.6m	全 部
階の売場又は展示場の床面積	幅員						
150 m ² 以上	1.2m						
300 m ² 以上	1.6m						
(2) 静岡市火災予防条例に基づき設置された避難通路のうち(1)以外のもの ※(1)の避難通路のうちスプリンクラー設備の有効範囲外のもの等	1/2						
17 喫煙所（静岡市火災予防条例第 32 条に基づき設置されたもの）	1/2						
18 その他（行政命令に基づき設置されているもの） (1) 避難階段の附室の設置を命ぜられた場合の当該附室 (2) 屋内バルコニー等の設置を命ぜられた場合の当該バルコニー等 (3) 防災センター等の設置を命じられ、中央管理室の機能を維持するようにした場合の当該防災センター等	1/2						

※ 非課税の対象となるのは、上記施設が床を占有する部分に限ります。

※ 階段、廊下等は建築基準法第 3 5 条に規定されたものに限ります。

別表 2 ① 課税標準の特例対象施設一覧表【地方税法第 701 条の 4 1】

(表中の数値は控除割合)

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 1 項 第 1 号	“法人税法”第 2 条第 7 号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、労働金庫、消費生活協同組合等 (法人税法別表 3 に掲げる法人)
第 1 項 第 2 号	“学校教育法”第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	学校法人又は私立学校法第 64 条第 4 項の法人が設立するものは非課税
第 1 項 第 3 号	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で特定のもの（次号に掲げるものを除き、専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。）	3/4		<p>I 水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は同条第 3 項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第 12 条第 1 項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で特定のもの</p> <p>II 大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第 5 項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第 4 項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設で特定のもの</p> <p>III 大気汚染防止法附則第 9 項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で特定のもの</p> <p>IV 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するゴミ処理施設及び同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設で特定のもの（同法第 2 項第 1 号に掲げるものを除く。）</p>

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第1項 第3号		3/4		<p>V 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設（次条第2項第4号に掲げるものを除く）</p> <p>VI ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し又は排出されるダイオキシン類の処理施設で特定のもの</p>

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第1項 第4号	<p>“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で、一定の事業の用に供する施設で特定のもの</p> <p>(産業廃棄物処理業の用に供する施設)</p>	3/4	1/2	<p>一定の事業</p> <p>I 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは、第6項若しくは、第14条の4第1項若しくは、第6号の規定による許可又は、第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬、又は処分の事業</p> <p>II 広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業</p> <p>III 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業</p> <p>IV 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業</p> <p>特定の施設</p> <p>Iに掲げる事業における 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>IIに掲げる事業における 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>IIIに掲げる事業における 浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>IVに掲げる事業における 廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p>

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 1 項 第 5 号	“家畜取引法”第 2 条第 3 項に規定する家畜市場	3/4		
第 1 項 第 6 号	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で特定のもの	3/4		国若しくは地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設
第 1 項 第 7 号	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で特定のもの	3/4		包装、ビン詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設
第 1 項 第 8 号	木材取引のための市場で特定のもの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で特定のもの	3/4		<p>特定の市場 木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつその売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行なわれるもの</p> <p>木材の加工を業とする者 製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業、木材防腐処理業</p> <p>特定の施設 専ら木材の保管の用に供される施設で扉を有しないもの又は通風により木材の品質の低下を防止する簡易な構造の扉を有するもの</p>
第 1 項 第 9 号	<p>“旅館業法”第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で特定のもの</p> <p>※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第 4 号に掲げる営業の用に供されるものを除く</p>	1/2		<p>客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限る）、広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く）、ロビー、浴室、厨房、機械室、玄関、帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室、ランドリー室</p> <p>（地方税法第 7 0 1 条の 3 4 第 4 項に規定する非課税施設を除く）</p>

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 1 項 第 10 号	“港湾法”第 2 条第 5 項に規定する 港湾施設のうち同項第 5 号、第 7 号 又は第 8 号の 2 に掲げる施設で特定 のもの	1/2	1/2	ア 航行補助施設のうち港務通信施設 イ 旅客施設のうち、旅客乗降用固定施設、 手荷物取扱所、待合所及び宿泊所 ウ 船舶役務用施設のうち、船舶のための給 水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理 施設、船舶保管施設
第 1 項 第 11 号	“港湾法”第 2 条第 5 項に規定する 港湾施設のうち同項第 6 号又は第 8 号に掲げる施設で特定のもの <u>※減免規定あり</u>	3/4	1/2	港湾区域及び臨港地区内の上屋及び倉庫 (倉庫については倉庫業者がその本来の 事業の用に供する倉庫に限る)
第 1 項 第 12 号	外国貿易のため外国航路に就航する 船舶により運送されるコンテナ貨 物に係る荷さばきの用に供する施設 <u>※減免規定あり</u>	1/2		第 1 1 号に掲げるものを除く
第 1 項 第 13 号	“港湾運送事業法”第 2 条第 2 項に 規定する港湾運送事業のうち、同法 第 3 条第 1 号または第 2 号に掲げる 一般港湾運送事業又は港湾荷役事業 の用に供する上屋 <u>※減免規定あり</u>	1/2		第 1 1 号に掲げるものを除く
第 1 項 第 14 号	“倉庫業法”第 7 条第 1 項に規定する 倉庫業者がその本来の事業の用に供す る倉庫 <u>※減免規定あり</u>	3/4		前第 1 1 号及び第 1 8 号に掲げるものを除く
第 1 項 第 15 号	“道路運送法”第 3 条第 1 号ハに掲 げるタクシー業者がその本来の事業 の用に供する施設で特定のもの <u>※減免規定あり</u>	1/2	1/2	車庫、洗車施設、整備工場等事務所以外の 施設

※ 第 1 項第 11 号、第 13 号及び第 14 号に係る倉庫業者の倉庫及び港湾運送事業に係る上屋、第 1 項第 13 号に係るコンテナ貨物荷捌所、及び第 1 項第 15 号に係るタクシー業の用に供する施設については、特例控除後、残りの事業所床面積又は従業者給与総額に対し減免が適用されます（但し、要件を満たす場合のみ）。詳細は、P49 減免対象施設一覧表をご参照ください。

適用 条 項	区 分	資 産 割	従 業 者 割	具 体 例
第 1 項 第 16 号	公共の飛行場に設置される施設で特定のもの (地方税法701条の34 第3項第23号の規定による非課税施設を除く。)	1/2	1/2	ア 航空機関係の施設のうち、格納庫、 運航管理施設、航空機の整備のための 施設、貨物取扱施設、整備用保管施設 地上作業用機材の整備のための施設 イ 旅客関係施設のうち、旅客カウンター、 チケットロビー、キャッシャールーム、 遺失物保管室、手荷物取扱施設 ウ 無償で旅客又は一般公衆の用に供する 施設のうち、待合室、ロビー、通路、 階段、便所等
第 1 項 第 17 号	“流通業務市街地の整備に関する法律”第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される同法第5条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第9号に掲げる施設で特定のもの	1/2	1/2	トラクターミナル、鉄道の貨物駅、倉庫、 上屋、荷捌き場等
第 1 項 第 18 号	“流通業務市街地の整備に関する法律”第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3/4	1/2	
第 1 項 第 19 号	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	1/2	1/2	本来の事業の用に供する施設のうち信書便物の引受及び配達の用に供する施設、その他信書便物の送達の用に供する施設で信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設
第 2 項	心身障害者を多数雇用する特定の事業所において行う事業の用に供する施設	1/2		障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号に係るものに限る

別表 2 ② 【本法附則第 3 3 条】

適用条項	対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割
第 1 項	沖縄振興により設置された施設	沖縄振興特別措置法に規定する観光地形成促進地域において同法に規定する特定民間観光関連施設	1/2	
第 2 項	沖縄振興により設置された施設	沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業振興地域において同法に規定する情報通信産業又は、情報通信技術利用事業の用に供する施設	1/2	
第 3 項	沖縄振興により設置された施設	沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新促進地域において製造業等又は、産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設	1/2	
第 4 項	沖縄振興により設置された施設	沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業集積地域において同法に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設	1/2	
第 5 項	特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設 ①適用期限の延長 令和 1 0 年 3 月 3 1 日までに経営改善措置等に関する計画の承認を受けたものを特例措置の対象とする。 ②適用期間の制限 (法人の場合) 計画の承認を受けた日から 5 年経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで特例を適用する。 (個人の場合) 計画の承認を受けた日から 5 年経過する日以後に最初に終了する年分まで特例を適用する。	1/4	
第 6 項	削除			

【旧本法附則第 3 3 条第 6 項に規定する事業に対して課する事業所税に係る経過措置】

適用条項	対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割
(旧) 第 6 項	特定事業所内保育施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とする同法第 5 9 条の 2 第 1 項に規定する施設のうち、当該施設の 運営費 についての 政府の補助 にかかるものの用に供する施設 (※) ※平成 2 9 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの期間に、既に政府の補助を受け、令和 7 年 4 月 1 日以降も 政府の補助 を受け続けている場合は、補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで特例の対象とする。	3/4	3/4

【本法附則第 3 9 条】

適用条項	対 象	要 件 等	資 産 割	従 業 者 割
第 7 項	削除			

別表3 減免対象施設一覧表【市税条例第151条】

(表中の数値が減免割合)

適用条項	対象	要件等	資産割	従業者割
第1項	災害等により損害を受けた家屋	火災その他これに類する事由により、事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた場合 ※事前にご相談ください。	一定割合	
第2項 第1号	指定自動車教習所	道路交通法に規定する自動車教習所	1/2	1/2
第2項 第2号	酒類卸売業保管倉庫	酒税法により免許を受けた酒類の卸売業を行う者が当該事業の用に供する酒類の保管のための倉庫	1/2	
第2項 第3号	倉庫及び上屋 ※特例控除規定あり	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する港湾運送事業の用に供する上屋でそれぞれについて合計 30,000 m ² 未満のもの	免除	免除
第2項 第4号	タクシー事業用施設 ※特例控除規定あり	タクシー台数が 250 台以下のタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	免除	免除
第2項 第5号	旧中小企業近代化助成施設	旧中小企業近代化資金等助成法による貸付けを受けて設置された施設で、高度化事業用施設に相当するもの	免除	免除
第2項 第6号	農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	免除	免除
第2項 第7号	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	免除	免除
第2項 第8号	果実飲料等の保管用倉庫	果実飲料、炭酸飲料の製造の事業を行う者が、当該事業に係る製品の保管の用に供する倉庫 (延べ床面積 3,000 m ² 以下のものに限り)	1/2	
第2項 第9号	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、当該家具に係る製品又は商品の保管の用に供する施設	1/2	
第2項 第10号	古紙回収業用施設	古紙回収業を行う者が直接当該事業の用に供する施設	1/2	
第2項 第11号	製綿業等及び機械染色整理の保管施設	ねん糸、かさ高加工糸、織物、又は綿の製造の事業を行う者及び機械染色整理の事業を行う者の中小企業者が、原料又は製品の保管の用に供する施設	1/2	
第2項 第12号	つけものの製造用施設	つけものの製造の事業を行う者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、ビン詰、たる詰等用以外の施設	3/4	
第2項 第13号	修学旅行用バス施設	一般貸切旅客自動車運送事業者が修学旅行等の用に供する施設で、事務所以外の施設	一定割合	一定割合
第2項 第14号	コンテナ貨物の荷捌き施設 ※特例控除規定あり	港湾法に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷捌きの用に供する施設	1/2	
第3項	ビルメンテナンス業用施設	ビルメンテナンス業を行う者が直接当該事業の用に供する施設		免除
第4項	休止施設	課税標準の算定期間中、6月以上継続して休止していたと認められる施設(遊休施設は除く。)	休止期間の月数免除	
第5項	市長が特に必要があると認める者	特別の理由のある者のうち、市長において特に必要があると認める者(「静岡市事業所税減免取扱要綱」(P51~P54参照)で定める者)	要綱で定める割合	

※特例控除と減免を併せて適用する場合

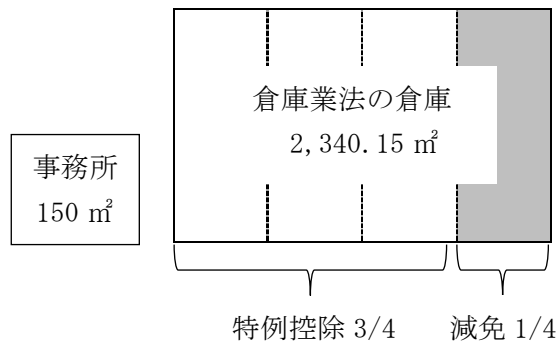
倉庫業者の倉庫等は、当該施設に特例控除と併せて減免を適用することができます。

減免は本税を算出した後に減額するため、減免対象となる床面積及び従業員給与総額は本税の計算に含めてください。

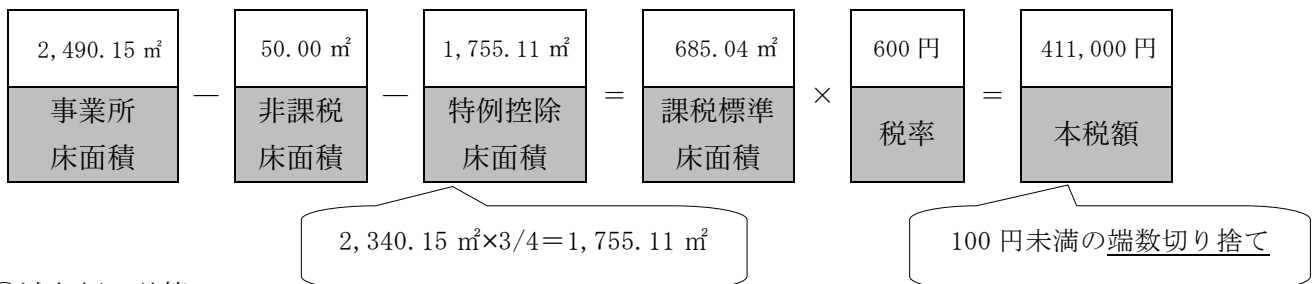
計算方法は、以下の事例を参考としてください。

(例)

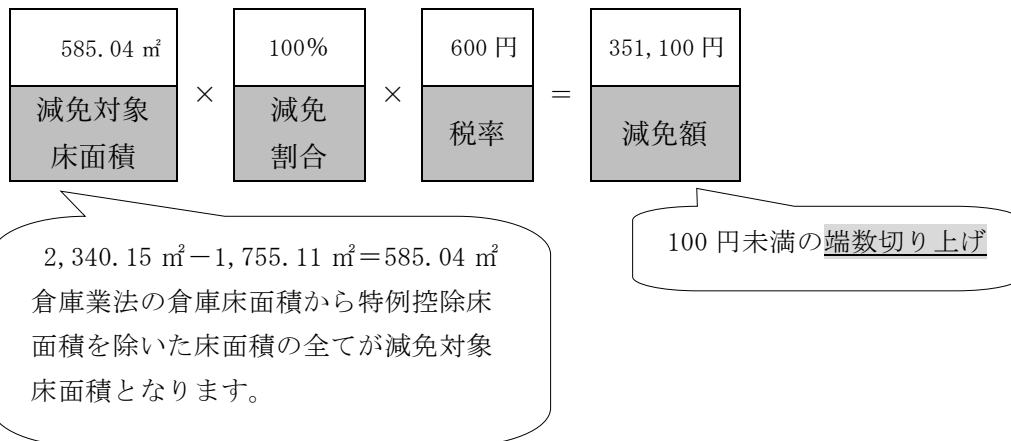
- ・事務所 150.00 m² (内 非課税床面積 50.00 m² 《福利厚生施設》)
- ・倉庫業法の倉庫 2,340.15 m²



①本税の計算



②減免額の計算



③納付額の計算



静岡市事業所税減免取扱要綱 一覽 【静岡市税条例第151条第5項関係】

減免の要件等詳細は、P52～54の「静岡市事業所税減免取扱要綱」を参照ください。

適用条項	対象施設	要件等	減免割合 (資産割)
第2条 第2項 第1号	対象地域に所在する農業協同組合の支所・出張所	【対象地域】 旧安倍郡大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村（以下「旧安倍六ヶ村」という。）の区域及び俵沢、松野、油山、牛妻、足久保口組、大原、水見色、小布杉、北沼上、長尾、平山	1 / 2 (地域住民の集会所は免除)
第2条 第2項 第2号	旧安倍六ヶ村の区域内に所在する事業所用家屋 (前号に規定するものを除く)	【各地域の減免割合】※下記町名一覽を参照下さい 井川地区 100分の50 梅ヶ島地区 100分の40 大河内地区、玉川地区、大川地区、清沢地区 100分の30	地域によって減免割合が異なります
第2条 第2項 第3号	季節的な事業の用に供する施設	季節的な事業の用に供する施設のうち、事業を休止していた期間の合計が事業年度の2分の1以上であった場合	休止していた月数
第2条 第3項 第1号	サンダル製造業、雛具製造業、茶再生卸業、仏壇製造業、染物業の商品保管倉庫	減免取扱要綱第2条第3項第1号アの(ア)～(ウ)のいずれにも該当する法人又は同号イに該当する個人 ○減免対象となる床面積に上限があります。 (商品保管倉庫の延床面積が1,500㎡を超える場合は1,500㎡が減免対象床面積)	1 / 2 (1,500㎡を超える場合は1,500㎡の1 / 2)
第2条 第3項 第2号	教科書供給業の用に供する施設	教科書供給業を行う者のうち、当該教科書の売上金額が総売上金額の2分の1に相当する金額を超えるもの	1 / 2
第2条 第3項 第3号	鉄骨建築業の用に供する施設	減免取扱要綱第2条第3項第3号アに該当する法人、又は個人 ○減免対象となる床面積に上限があります。 (当該事業の用に供する事業所床面積が3,000㎡を超える場合は3,000㎡が減免対象床面積)	100分の7.5 (3,000㎡を超える場合は3,000㎡の100分の7.5)

※ 一の納税者につき、要綱中事業所税の減免に関する規定のうち2以上の規定の適用を受けることができるものがある場合は、これらの規定のうち一の規定のみ適用できます。

※ 旧安倍六ヶ村区域の町名一覽

地区名	町名
井川地区	井川・口坂本・岩崎・上坂本・田代・小河内
梅ヶ島地区	梅ヶ島・入島
大河内地区	相淵・蕨野・横山・平野・中平・渡・有東木
玉川地区	中沢・桂山・落合・森腰・長熊・奥池ヶ谷・柿島・長妻田・油野・上落合・口仙俣・奥仙俣・内匠・腰越・横沢・大沢
大川地区	坂ノ上・栢沢・日向・湯ノ島・諸子沢・櫛尾・大間・崩野
清沢地区	赤沢・寺島・鍵穴・坂本・小島・昼居渡・相俣・黒俣の一部

静岡市事業所税減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市税条例(平成15年静岡市条例第102号)第151条第5項の規定による事業所税の減免につき、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設等)

第2条 静岡市税条例第151条第5項に規定する特別の理由のある者は、次項及び第3項に定める者とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する施設において事業を行う者のうち、必要があると認める者に対し、事業所税を減免する。

(1) 次の地域に所在する農業協同組合の支所及び出張所

旧安倍郡大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村及び大川村(以下「旧安倍六ヶ村」という。)並びに俵沢、松野、油山、牛妻、足久保口組、大原、水見色、小布杉、北沼上、長尾及び平山の各地域

(2) 旧安倍六ヶ村に所在する事業所用家屋(前号に規定するものを除く)

(3) 季節的な事業の用に供する施設のうち、事業を休止していた期間の合計が課税標準の算定期間の2分の1以上であった事業所用家屋

3 前項の規定によるもののほか、市長は、次に掲げる者のうち、必要があると認める者に対し、事業所税を減免する。

(1) サンドル製造業、雛具製造業、茶再生卸業、仏壇製造業及び染物業を営む者のうち、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 次の(ア)から(ウ)までの要件のいずれにも該当する法人(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第701条の32第3項の規定により法人とみなされて事業所税の納税者となったものを含む。以下同じ。)

(ア) 資本の額又は出資の総額が3億円以下であり、かつ、市内に所在する当該事業の用に供する各事業所等の従業者の数の合計数が300人以下であること。

(イ) 当該年度に係る利益の配当又は剰余金の分配の総額が当期利益の100分の30以下であること。

(ウ) 市内に所在する当該事業の用に供する各事業所等について、当該各事業所等に係る事業所床面積の合計面積が3,000平方メートル以下であること。

イ 市内に所在する当該事業の用に供する各事業所等について、当該各事業所等に係る事業所床面積の合計面積が3,000平方メートル以下である個人

(2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者と直接契約して、当該教科書の供給業務を行う者のうち、当該教科書の売上金額が総売上金額の2分の1に相当する金額を超えるもの

(3) 鉄骨建築業を営む者のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 資本の額又は出資の総額が3億円以下であり、かつ、市内に所在する当該事業の用に供する各事業所等の従業者の数の合計が300人以下である法人

イ 個人

(軽減の割合等)

第3条 前条第2項の規定による減免は、事業所税の額について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を軽減し、又は免除する。

- (1) 前条第2項第1号に該当する支所及び出張所に係る事業を行う農業協同組合 資産割額のうち、当該支所及び出張所において行う事業に対して課する部分に相当する金額について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を軽減又は免除

対象事業用家屋の用途	資産割額の軽減の割合又は免除
専ら地域住民の集会場として使用されているものと認められるもの	免除
上記以外のもの	2分の1

- (2) 前条第2項第2号に該当する施設に係る事業を行う者 資産割額のうち、当該施設において行う事業に対して課する部分に相当する金額について、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の右欄に定める割合を軽減

施設の所在地	資産割額の軽減の割合
井川地区	100分の50
梅ヶ島地区	100分の40
大河内地区	100分の30
玉川地区	100分の30
大川地区	100分の30
清沢地区	100分の30

- (3) 前条第2項第3号に該当する施設に係る事業を行う者 資産割額のうち、当該施設において行う事業に対して課する部分に、課税標準の算定期間の月数のうちに休止期間の月数（暦によって計算し、1月未満の端数は1月とする）の占める割合を乗じた部分に相当する金額を軽減

2 前条第3項の規定による減免は、事業所税の額について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を軽減する。

- (1) 同項第1号に該当するもの 資産割額のうち、商品及び製品の保管のために要する事業用家屋の事業所床面積の合計面積（当該面積が、1,500平方メートルを超える場合には、1,500平方メートル）の2分の1に相当する部分の金額を軽減
- (2) 同項第2号に該当するもの 資産割額のうち、当該教科書の供給事業の用に供する事業用家屋の事業所床面積の合計床面積の2分の1に相当する部分の金額を軽減
- (3) 同項第3号に該当するもの 資産割額のうち、当該事業の用に供する事業用家屋の事業所床面積の合計床面積（当該面積が、3,000平方メートルを超える場合には、3,000平方メートル）に100分の7.5を乗じて得た部分に相当する金額を軽減

（事業所床面積及び従業者の数の判定）

第4条 第2条第3項第1号に規定する事業所用床面積の合計面積並びに第2条第3項第1号及び第3号に規定する従業者の数の合計数は、それぞれ法第701条の43に規定する事業所床面積の合計面積並びに従業者の数の合計数による。

第5条 第2条第3項各号に該当する納税者が法第701条の41の適用を受ける場合には、第3条第2項各号に規定する事業所用家屋の事業所床面積は、それぞれ法第701条の41に規定する資産割の課税標準となるべき事業所床面積による。

(複数の規定の不適用)

第6条 一の納税者につき、この要綱中事業所税の減免に関する規定のうち2以上の規定の適用を受けることができるものがある場合には、これらの規定のうち一の規定のみを適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の静岡市における事業所税減免取扱要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(施行状況の定期的検討)

3 市長は、この要綱の施行の状況について定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(記載例)

必ず申告期限の 7 日前
までにご提出ください

事業所税減免申請書

令和××年××月××日

(宛先) 静岡市長

申請者
(納税義務者)

住所又は所在地	(電話 xxx-xxx-xxxx) 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
氏名又は名称	静岡〇〇 株式会社
個人番号又は法人番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
法人の代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要です

地方税法第 701 条の 57 及び静岡市税条例第 151 条第 6 項の規定により、事業所税の減免を申請します。

申告納付税額	課税標準の算定期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで					
	区分	課税標準			税額		
	資産割額	m ²			円		
	従業員割額	円			円		
	計	円			円		
減免の対象	事業所用家屋の所在地	減免対象床面積		従業員給与総額			
	静岡市葵区〇〇町 5-1	725	40 m ²	157,324,682 円			
	静岡市清水区〇〇町 1-1	465	23 m ²	113,265,029 円			
			m ²	円			
			m ²	円			
合計		1,190	63 m ²	270,589,711 円			
減免を受けようとする税額		資産割額		714,378 円			
		従業員割額		676,472 円			
理由	静岡市税条例第 151 条第〇項第〇号に該当するため (適用条項により減免割合は異なります。)						
備考	(減免割合 100% の例) 資産割額 1,190.63 m ² × 100% (減免割合) × 600 円 (税率) = 714,378 円 従業員割額 270,589,000 円 × 100% (減免割合) × 0.25% (税率) = 676,472 円 合計 714,378 円 + 676,472 円 = 1,390,850 円 ≒ 1,390,900 円 (減免額は資産割額と従業員割額を合算した後に 100 円未満を切り上げます。ただし、切り上げ後の減免額が本税を超える場合は切り捨ててください。)						

(注)

この申請書は、減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて提出してください。

事業所税の申告納付の手続きなど詳しいことは、下記へおたずねください。

〒420-8602
静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所財政局税務部市民税課
法人課税係（静岡庁舎新館2階）

電話 054-221-1039

Eメール shiminzei@city.shizuoka.lg.jp